

令和 4 年 第 9 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 4 年 9 月 9 日

柳川市農業委員会

第 9 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 4 年 9 月 9 日 午後 2 時 03 分～午後 2 時 34 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 18名 欠席者 0名

議 題 議案第49号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第50号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第51号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第52号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第53号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農地への現況地目変更届について

その他

農業委員

出席委員（18名）

2番 高田 一利
4番 吉丸 隆吉
6番 椛島 練二
8番 三小田 由勝
10番 田中 満義
12番 松藤 一利
14番 島添 茂樹
16番 園田 清美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

3番 亀崎 忠治
5番 古賀 勝次
7番 大淵 秀樹
9番 藤木 邦彦
11番 松藤 政義
13番 松藤 和彦
15番 河口 隆光
17番 阿志賀 一喜
19番 山田 善治

欠席委員（0名）

推進委員

出席委員（19名）

龍 繁 樹
藤木 二三男
椛島 一晴
古賀 宏義
櫻木 利和
高口 勇晴
松藤 稔
鶴田 信行
三浦 榮一
江口 克子

藤吉利 広
亀崎 壽満
梅崎 直祝
野口 秀一
米田 秀俊
平川 貴大
浦 幸之助
原 壽利
吉開 健

欠席委員（0名）

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

午後 2 時03分 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、第 9 回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。お願いします。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長となりますので、山田会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田善治君）

台風11号が猛烈な強風で来ていましたが、ちょっと遠いところに行ってくれたので、被害が少なくなってよかったと思っています。

本日の出席委員18名、定足数であります。そしてまた、19名の推進委員の方に御出席していただいております。よって、ただいまから令和 4 年第 9 回柳川市農業委員会の総会を開会します。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（岡本齊直君）

皆さんこんにちは。座って議案の朗読を行います。

令和 4 年

第 9 回柳川市農業委員会総会議案

議案第49号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第50号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第51号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第52号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第53号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. 農地への現況地目変更届について

その他

令和4年9月9日提出

柳川市農業委員会会長 山田善治

以上です。

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。

今回提案しております案件は、議案第49号から議案第53号までの5件と報告3件であります。

本日の議事録署名委員に、9番藤木邦彦委員、10番田中満義委員を指名いたします。

では、早速議案の審議に入ります。

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（岡本齊直君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第49号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,487平米。自作。譲受人、〇〇。
譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,000平米、外1筆、合計1,195平米。
小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇、外1名。

引き続き、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、離農する〇〇さん、〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は2筆で〇〇円。

以上、申請番号1番及び2番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第49号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第49号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（岡本齊直君）

議案書の3ページを御覧ください。

議案第50号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので、承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図も一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積168平米。申請人、〇〇。転用目的、自己用駐車場。

引き続き、第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが、自己用駐車場を建設するための申請です。

この農地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は既存の敷地面積の2分の1以内の拡張として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第50号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。賛成全員であります。よって、議案第50号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたしま

す。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（岡本斉直君）

同じく議案書の3ページ、下段を御覧ください。

議案第51号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらも、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積396平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,180平米、外2筆、合計6,230平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇、外2名。転用目的、店舗。

続きまして、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇さんが自己用住宅を建設するための申請です。契約の種類は、親から子への使用貸借権の設定。

申請番号2番は、譲受人、〇〇さんが、ドラックストアを建設するための申請です。契約の種類は賃貸借権の設定。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番の農地区分は、用途地域内の第1種住居地域であるため、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第51号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。賛成全員であります。よって、議案第51号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第52号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（岡本齊直君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第52号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,071平米、外5筆。申出人、〇〇。理由、令和4年8月19日申出、経営縮小のため。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,388平米。申出人、〇〇。理由、令和4年8月17日申出、経営縮小のため。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,022平米、外3筆。申出人、〇〇。理由、令和4年8月12日申出、経営縮小のため。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積487平米、外4筆。申出人、〇〇。理由、令和4年8月18日申出、経営縮小のため。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積927平米。申出人、〇〇。理由、令和4年8月8日申出、離農のため。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積280平米。申出人、〇〇。理由、令和4年8月8日申出、経営縮小のため。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は柳川地区、2番は両開地区、3番は昭代地区、4番は蒲池地区、5番と6番は大和地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。

議案第52号の申請番号1番は、推進委員の龍繁樹委員、藤吉利広委員、申請番号2番は、推進委員の藤木二三男委員、亀崎壽満委員、申請番号3番は、推進委員の椛島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号4番は、推進委員の野口秀一委員、古賀宏義委員、申請番号5番と6番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦 幸之助委員、松藤 稔委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの12名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第52号については、先ほどの

12名の委員を指名することに決定いたしました。

続きまして、議案第53号 柳川市農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（岡本齊直君）

議案諸の5ページを御覧ください。

議案第53号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙A4でお配りしております農用地利用集積事業公告概要表を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和4年9月12日

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転。地目・田。農用地の利用内容、水田として。面積25,992平米、筆数13筆。売り手6名、買い手5名。

裏面を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積1,054平米。所有権を移転する者（売り手）、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和4年9月26日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇、外8件です。

以上、今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第53号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第53号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局（岡本齊直君）

議案書の6ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年7月28日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積5,064平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適要条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（利用権設定）。

外12件です。

続きまして、議案書の9ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

すみません、こちらは農地の所在の欄で〇〇という記載を漏らしておりました。〇〇と
いうのを農地の欄に記載をお願いいたします。

申請番号1番、受理月日、令和4年5月20日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積296平
米、外1筆、合計1,591平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇、適要条項、農地法第3条許
可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、令和4年5月16日。

同じく、9ページの下段です。

報 告

3. 農地への現況地目変更届について

下記農地について、農地への現況地目変更届出書を受理したので報告する。

申請番号1番、受理月日、令和4年8月10日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積20
4平米。届出者、〇〇。現状に至る経緯、利用状況、宅地として使用してきましたが、現在
は農地（田）として利用していますので届出ます。

報告につきましては以上です。

○議長（山田善治君）

以上で議案及び報告全てを終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、2点連絡をいたします。

まず、1点目ですけれども、あっせん委員に指名された12名の推進委員の皆さんには、
後ほど資料をお渡しします。よろしくお願ひいたします。

2点目は、次回、10月の総会でございます。

次回、10月の総会は10月7日金曜日の午後2時からになります。こちらの大和庁舎で開催
しますので、よろしくお願ひいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（山田善治君）

これを持ちまして、令和4年……

○8番（三小田由勝君）

その他で1つ。

現場は〇〇の北側、そして1年ぐらい前だったと思うが除外申請が出て、内容を私はちょっと覚えていないのですが、材料置場か何かで申請が出ていましたが、今現在見てみると、もう誰が見てもあれは残土じゃないかと思います。（「残土」と呼ぶ者あり）だから、その材料置場で届けて、残土とか置いていいかなと思って。皆さん全部知っているでしょう。あそこを通ると分かるから。山のように小積んでいる。誰が見てもあれは残土と思う。隣はまだ農地をしているでしょうが。だから、虫が来たり、草は生い茂っている。あれは隣の地盤が下がったりなんかするよ、あのくらい小積んでいると。だから、それはやっぱり利用が違うでしょう。あれは誰が見ても残土と私は思う。

○事務局長（乗富和也君）

今、三小田委員さんおっしゃってあるのが、〇〇のすぐそこの四つ角の交差点を、こっちから行きますと右折して、〇〇がありますが、その道路挟んだ北側に、ちょっと時期が思い出せませんが、〇〇さんが資材置場等で転用をなされたところで、既に、当然許可は得てはありますけれども、今、三小田委員さんおっしゃってあるのが、そのときの内容とどうなのかということも含めて御意見、御質問が出たところでございます。

申請の内容を事務局で確認をいたしまして、状況をまた申請内容と照らし合わせて、転用申請者のほうなりと連絡を取りたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○8番（三小田由勝君）

お願いしておきます。隣がまだ農地で田んぼを作っているでしょう。だから、常識的にしなければいけないだろうと思って。

○事務局長（乗富和也君）

ありがとうございます。

○8番（三小田由勝君）

お願いしておきます。

○3番（亀崎忠治君）

事務局、今の話ですけど、隣に残土置場あると田が低くなりますよ。

○8番（三小田由勝君）

そしてやっぱりまだ農地を作っているから、防除とかもやっぱり虫なんかも来るし、管理をしないといけないでしょう。

○議長（山田善治君）

これもちまして、令和4第9回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後2時34分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年9月9日

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

会議録署名委員 藤 木 邦 彦

〃 田 中 満 義